

日薬連発第 810 号
2024 年 12 月 16 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会

**年末年始(12/27~1/6)における副作用等報告、不具合等報告及び予防接種後副
反応疑い報告に係る受付並びに取扱い等について**

標記について、令和 6 年 12 月 11 日付け事務連絡にて（独）医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部、安全性情報・企画管理部、医薬品安全対策第一部、医薬品安全対策第二部、医療機器安全対策・基準部より連盟で通知がありました。

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 11 日

日本製薬団体連合会 御中

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
審 査 マ ネ ジ メ ン ト 部
安 全 性 情 報 ・ 企 画 管 理 部
医 薬 品 安 全 対 策 第 一 部
医 薬 品 安 全 対 策 第 二 部
医 療 機 器 安 全 対 策 ・ 基 準 部

年末年始(12/27～1/6)における副作用等報告、不具合等報告及び予防接種後副反応疑い報告に係る受付並びに取扱い等について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という。)の業務に関して、日頃からご理解、ご協力をいただき有難うございます。

来る令和 6 年 12 月 27 日(金)から令和 7 年 1 月 6 日(月)までにおける副作用等報告、不具合等報告及び予防接種後副反応疑い報告に係る受付並びに取扱い等は、下記のとおりとさせていただきますので、貴会傘下会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 年末年始における受付窓口での受付時間、電子的報告の受付等について

- (1) 医薬品及び治験薬の副作用等報告
- (2) 医薬部外品及び化粧品等の副作用等報告
- (3) 医療機器、治験機器、再生医療等製品及び治験製品の不具合等報告

上記(1)から(3)に係る製造販売業者等からの報告については、以下のとおりいたします。

<受付窓口での受付時間>

- ・ 年内は 12 月 27 日(金)17 時まで、年始は 1 月 6 日(月)9 時 30 分から受付いたします。

可能な限り電子的報告又は郵送での提出にご協力をお願いいたします。



< 電子的報告の受付等 >

- ・ 上記(1)から(3)に係る電子的報告については、12 月 27 日(金)までに送信された報告は原則、当該日の受理いたします。
- ・ 上記(1)及び(2)に係る電子的報告については、12 月 28 日(土)から 1 月 6 日(月)までの間に送信された報告は、1 月 6 日(月)に受理いたします。
- ・ 上記(3)に係る電子的報告については、12 月 28 日(土)から 1 月 6 日(月)までの間に送信された報告は、1 月 6 日(月)以降の処理いたします。

< 電子メールによる報告の受理 >

- ・ 上記(2) のうちの副作用等報告に係る電子メールによる報告については、12 月 27 日(金)17 時まで受信した報告は当該日の受理いたします。それ以降、1 月 6 日(月)9 時 30 分までに届いたものは 1 月 6 日(月)付の受理いたします。

(4) 医薬品・医療機器等安全性情報報告及び予防接種後副反応疑い報告

医薬関係者から 12 月 27 日(金)から 1 月 5 日(日)までに各報告で規定された方法により PMDA に届いた報告に係る受理は、原則、1 月 6 日(月)といたします。

2. 年末年始の緊急連絡先

年末年始、上記 1.(1)から(3)に関して、緊急を要する安全性情報の連絡先は以下のとおりといたします。なお、これらの連絡先は年末年始のみ通話が可能です。

ご連絡をいただいた際には、電子メール等で詳細な情報の提供を依頼させていただきます場合があります。お手数ではございますが、その際は、セキュリティにご配慮いただきますようお願いいたします。

(1) 医薬品(体外診断用医薬品を除く)、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品

医薬品安全対策第一部、医薬品安全対策第二部

090-9829-8654 080-3571-7998

(注)分野にかかわらず、上記のいずれかの番号にご連絡ください。

(2) 医療機器及び体外診断用医薬品

医療機器安全対策・基準部

090-9107-1490 080-3698-6380

(3) 治験薬、治験機器及び治験製品

審査マネジメント部 審査企画課

090-6490-0901

(参考)

行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)(抜粋)

(行政機関の休日)

第一条 次の各号に掲げる日は、行政機関の休日とし、行政機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(期限の特例)

第二条 国の行政庁(各行政機関、各行政機関に置かれる部局若しくは機関又は各行政機関の長その他の職員であるものに限る。)に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間(時をもつて定める期間を除く。)をもつて定めるものが行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。